

令和5年9月26日  
世田谷保健所健康企画課  
世田谷保健所感染症対策課

## 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症予防・健康危機管理に関する 各種計画の骨子案等について（検討状況報告）

### 1 主旨

これまでの区の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、法令の規定に基づき、区における感染症の予防や健康危機への備えなどを定めた「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下、「予防計画」という。）」及び「健康危機対処計画」の策定並びに新型インフルエンザに対する区の対策等を定めた「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。）」（平成26年4月策定）の見直しの作業を進めている。

今般、新たに策定する予防計画及び健康危機対処計画の骨子案等について取りまとめたので報告する。

### 2 各種計画の骨子案等

#### (1) 予防計画骨子（記載事項）案 ※詳細は別紙1のとおり

##### ① 保健所設置区市が計画で定める事項

- ・病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- ・外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備に関する事項
- ・保健所の体制強化 など

##### ② 根拠法令

改正後の感染症法（令和4年12月公布）第10条第14項の規定により、従来都道府県が定めていた予防計画について、保健所設置区市においても新たに策定することとされた。

##### ③ 計画の策定・施行時期

保健所設置区市において策定する予防計画は、令和6年4月1日施行が義務化されている。

#### (2) 健康危機対処計画骨子（記載事項）案

##### ① 計画で定める事項

###### ア 保健所 ※詳細は別紙2のとおり

- ・組織体制（対策本部、指揮命令系統、受援体制等）
- ・業務継続計画（以下、「BCP」という）策定（発動基準、優先度、外部委託等）など

###### イ 地方衛生研究所 ※詳細は別紙3のとおり

- ・検査実施体制
- ・情報の収集と提供 など

※世田谷区衛生検査センター（世田谷保健所健康企画課試験検査）…地域保健法第26条及び同法に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針の規定に基づく地方衛生研究所（特別区は世田谷を含め5区のみ設置している）。平時においては、保健所の関係課及び区民等からの依頼を受けて、食品衛生検査、環境衛生検査、感染症検査等を実施している。

## ② 根拠法令

感染症法の一部改正（令和4年12月公布）に伴い、改正された地域保健法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」により、平時から健康危機への備えを計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所において、予防計画との整合性を確保しながら「健康危機対処計画」を新たに策定することが定められた。

## ③ 計画の策定・施行時期

保健所及び地方衛生研究所において策定する健康危機対処計画は、既存の計画や手引書に必要な事項を記載することも可能とされており、予防計画との整合をとるためにも令和6年4月1日施行が望ましいとされている。

## 3 今後のスケジュール（予定）

## ① 令和5年度目標

区独自で検討可能な内容（保健所体制、検査体制等）を先行して検討を行い、都予防計画の改定の動向も踏まえ、各計画の策定を行う。

## ② 令和6年度目標

改定後の東京都予防計画を踏まえるとともに、より実効性のある計画とするため、課題や未定事項について世田谷区健康危機管理連絡会\*を中心に議論を行い、改定版の策定を目指す。

	令和5年 9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	令和7年 3月	
区の3計画 作成・改正 ・予防計画 ・危機対処計画 ・行動計画			素 案		最 終 案			計 画 策 定	課題 未定事項 具体化	改 定 版 策 定
議会	検討 状況 報告		素 案 報 告			最 終 案 報 告				
健康危機管理 連絡会	第1回	意見聴取等 専門分野の委員への個別 相談・意見聴取を必要に 応じて実施			第2回				2～3回程度 開催予定 必要に応じ部会 を設けて意見交 換を実施	
都予防計画改正	内容検討 (8月～) 計5回		中間まとめ案 (11月下旬 を予定)		パブリックコメント 関係団体へ意見照会			計 画 改 定		

※世田谷区健康危機管理連絡会…感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生ずる区民の生命、健康の安全を脅かす事態等から区民の健康を守るため、事件発生時の初動時における関係機関との連携や役割分担により、地域における健康危機管理体制を充実させるために、世田谷区健康危機管理連絡会設置要綱第1条により設置された会議体。委員は、学識経験者、医師会、各医療機関、警察署、消防署、町会総連合会等35名で構成。

## 予防計画骨子案

予防計画において定める項目	数値目標	策定の方向性 (国ガイドラインに基づく整理)
1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	/	B：都の計画と整合を図りながら定めるべき事項
2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	/	C：都計画において定める事項（任意）
<b>3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</b>	/	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	/	C：都計画において定める事項
<b>5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</b>	/	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	/	
(1) 協定締結医療機関（入院）の確保病床数	○	C：都計画において定める事項
(2) 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	○	C：都計画において定める事項
(3) 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数	○	C：都計画において定める事項
(4) 協定締結医療機関（後方支援）の機関数	○	C：都計画において定める事項
(5) 協定締結医療機関（人材派遣）の確保数	○	C：都計画において定める事項
(6) 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	○	C：都計画において定める事項
(7) <b>検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数</b>	○	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
(8) 協定締結宿泊施設の確保居室数	○	A：区が地域の実情に応じて定める事項（任意）
(9) <b>医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数</b>	○	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
(10) <b>保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）</b>	○	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
7 宿泊施設の確保に関する事項	/	A：区が地域の実情に応じて定める事項（任意）
<b>8 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</b>	/	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
9 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	/	C：都計画において定める事項
<b>10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</b>	/	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
<b>11 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</b>	/	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	/	B：都の計画と整合を図りながら定めるべき事項

### 【主な検討課題】

- ・ 相談、移送、健康観察、生活物資支援などの民間事業者の活用
- ・ 地域医療との連携強化と役割分担
- ・ 関係機関と協働による人材育成・研修の実施
- ・ 庁内の業務継続体制の確立

**健康危機対処計画(保健所) 骨子案**  
**(世田谷区業務継続計画(感染症対策編) 骨子案)**

	健康危機対処計画の項目 (保健所：平時における準備)	策定の方向性
1	業務量・人員数の想定	予防計画と重複（「6(10)」 「11」）
2	組織体制	予防計画と重複（「6(10)」 「11」）
	(1) 所内体制	
	(2) 受援体制	
	(3) 職員の安全管理・健康管理	
	(4) 施設基盤・物資の確保	
3	業務体制	
	(1) 相談	予防計画と重複（「6(10)」 「11」）
	(2) 地域の医療・検査体制整備	予防計画と重複（「3」 「6(2)」 「6(3)」 「6(7)」 「8」）
	(3) 積極的疫学調査	予防計画と重複（「6(10)」 「11」）
	(4) 健康観察・生活支援	予防計画と重複（「6(10)」 「8」 「11」）
	(5) 移送	予防計画と重複（「6(10)」 「5」 「11」）
	(5) 入院・入所調整	予防計画と重複（「6(1)」 「6(10)」 「11」）
4	水際対策	予防計画と重複（「2」 「6(10)」 「11」）
5	<b>関係機関との連携</b>	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
6	情報管理・リスクコミュニケーション	
	(1) <b>情報管理</b>	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
	(2) <b>リスクコミュニケーション</b>	

**【主な検討課題】**

- ・保健所と関係機関との新型インフルエンザ等発生時の役割分担や連携体制の整備
- ・ホームページやSNSによる情報発信などの強化
- ・計画的な情報発信

## 健康危機対処計画（地方衛生研究所）骨子案 （世田谷区業務継続計画（感染症対策編）骨子案）

	健康危機対処計画の項目 （地方衛生研究所所：平時における準備）	策定の方向性
1	有事を想定した地方衛生研究所の所内体制づくり	
	（1）指揮命令系統の構築	予防計画と重複（「6(9)(10)」「9」「10」「11」）
	（2）人員の確保	
	（3）人材の育成	
2	<b>関係機関との連携</b>	<b>A：区が地域の実情に応じて定める事項</b>
3	検査実施体制の確保等	
	（1）検査実施体制	予防計画と重複（「3」「6(7)」「11」）
	（2）検査マニュアルの整備	
	（3）検査機器等の整備	
	（4）検査試薬等の備蓄	
	（5）検査搬送の仕組み等の整備	
4	調査研究・情報の収集と提供	予防計画と重複（「2」「9」）
5	業務継続計画の作成	健康危機対処計画（保健所）と一体で作成

### 【主な検討課題】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世田谷区衛生検査センター」を活用した新型インフルエンザ等発生時の検査体制の構築 ※区独自の検査体制を整備することで、<b>流行拡大初期に</b>、感染リスクの高い入所者のいる施設や、エッセンシャルワーカーなど、早急に検査結果を必要とするケースについて優先的に検査を行うなど、クラスター防止やサーベイランスの強化につなげることを目指す</li> <li>・関係機関（東京都健康安全研究センター、民間検査機関等）との連携による検査需要への対応</li> <li>・新型インフルエンザ等発生時の関係機関との情報共有体制の整備</li> </ul>
---

### 【参考 1】

- ・当時、東京都の地方衛生研究所である東京都健康安全研究センターでは、バイオセーフティーレベル（病原体等を取り扱う検査室の格付けのレベル）が「3」の検査室で新型コロナウイルス感染症にかかる核酸検出検査（PCR検査等）を実施した。一方、区の地方衛生研究所である「世田谷区衛生検査センター」の検査室は、バイオセーフティーレベルが「2」であるなど施設設備上の課題があったことから、核酸検出検査（PCR検査等）は実施しなかった。
- ・世田谷区衛生検査センターは、本庁舎建て替え後、新庁舎へ移転することとなっており、移転にあわせ、バイオセーフティーレベル3を満たす施設設備とし、区独自の検査体制を整備する方針である。

### 【参考 2】 現状の世田谷区衛生検査センターの組織体制について

項目	詳細
組織	世田谷保健所健康企画課試験検査（世田谷区衛生検査センター）
人員（令和5年4月1日現在）	正規職員：8名（検査技術6名、食品衛生監視2名） 会計年度任用職員：4名（嘱託検査技師3名、事務嘱託員1名）

### 【参考 3】 区独自の新型コロナウイルスの核酸検出検査（PCR検査等）を実施した場合の想定検査可能検体数

現状の世田谷区衛生検査センターの体制で、国立感染症研究所作成の検査方法で検査を実施したと想定した場合、安全キャビネット内での手作業によるウイルス遺伝子抽出後、リアルタイムPCR装置（1台保有）による測定となり、1日あたり最大で約20検体の検査が可能と見込まれる。